

第12回改革推進会議

日 時 平成21年10月15日(木)

13:30～15:30

場 所 職員会館 多目的ホール

○委員長

定刻になりましたので、それではただいまから第12回の改革推進会議を開催させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今日は皆様方、大変お忙しいところでございますが、こうしてお集まりいただきまして本当にありがとうございました。この会議では、御承知のように県の財政健全化の取り組み、平成19年度、改革推進会議の方から知事様あてに提言をさせていただいて、その後、県の取り組みの実施状況についてフォローアップするとともに、今後とも県の財政運営のあり方について意見を述べるということ、この会議の任務にしているところでございます。

今日の会議では、平成21年度の予算を踏まえた財政見通し、さらに平成22年度の当初予算要求基準並びに今般の経済のこういった状況を受けて、今、県で考えておられる経済対策、こういったことについて事務局の方から御説明をいただき、皆様方からそれらについて御意見を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

1件、議事に先立ちまして、新任の委員を御紹介させていただきます。

この会議の委員の任期は1年というふうにされてございますが、再任も可ということになってございます。この再任、更新に当たって、ほとんどの委員の皆さん方から了承をいただいたところでございますが、島田委員さんが今般退任されて、新たに小川委員様に御就任をいただくこととなりました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは小川委員さん、一言お願いできますか。

○委員

益田から参りました小川と申します。島田さんとは地域で時々お会いして同じような活動をしております。私もこの委員になりまして、県の財政というものが今とても厳しい折だというのは存じておりますが、皆さんとともに共通理解をしながら意見がきちんと言えるように勉強していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

どうもありがとうございました。

大変失礼いたしました。ちょっと後先になって恐縮でございますが、今日は知事様にも御出席をいただいておりますので、溝口知事の方から一言ごあいさつをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○知事

本日は皆様方、お忙しいところを御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。今年度も引き続き皆様からの御意見をいただきまいりながら、県財政の運営等に当たっていきたく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、委員長からもお話がありましたけれども、収支の見通しでありますとか、これまで県が行ってまいりました経済対策でありますとか、あるいは来年度の当初予算の編成に当たりましての要求の考え方とか編成の考え方などを御説明して御意見をいただこうということでもあります。

経済の状況を見ますと、昨年の秋から一転をしたわけであります。それまで、19年ぐらいいまでは世界的にも拡大の基調がずっと続き、むしろ石油価格が上がるとか、インフレの心配があったわけでございますけれども、アメリカの金融システムが崩壊しかねないといったような状況で、去年の秋から一転して世界の経済情勢は大きく後退を続けておったということでございます。今年の1、2月ぐらいが大体日本なんかでは底でございまして、秋から製造業なんかでいいますと30%から40%ぐらい落ちまして、それから、4-6月ぐらいから少し戻り始めているといったようなのが状況じゃないかと思うんですが、しかし、世の中の全体を見ますと、アメリカの金融の問題とか、まだまだ大きな問題は残っておりますし、一たん落ち込んだ生産とか需要がまだ回復しているわけじゃありません、ちょっと戻したぐらいのことです。そういう意味で非常に不安定な状況がまだ続くんじゃないかと思うわけあります。

そういう中で、政府の方は去年の秋から幾たびも経済対策を打ってまいりまして、やはり百年に一度ぐらいの大きなショックが起こったわけですが、日本に限らず世界各国が同じような対応をしてまいりまして、金融システムが崩壊しないように金融の手当てをすると同時に、不足する需要を追加するという政策をとってまいりまして、そういう意味で大きな混乱は避けた、今までのところ避け得たと思います。非常に迅速な行動が行われたと私は見ておりますけれども、まだまだ予断を許さない状況が続いているということ

でございます。

そういう中で、県も国の経済対策に対応いたしまして、国の経済対策はかなりの部分が地方公共団体を通じて行うということになっておるわけでありまして、国からの予算措置によりまして補助金とかいろんな事業費が参りまして、それで県も事業をやっているということでございます。そういうことで県内の状況を見ますと、大体日本全体と同じような動きをやっぱりしておりますね。去年の秋ぐらいから製造業を中心に3割から4割ぐらいの下落が起こって、その後、夏ぐらいにかけてから少し戻り始めていると。雇用もそうありますね。そういう中で、県の方もいろんな金融対策、中小企業対策なんかも随分やってまいりまして、そういう意味で大きな混乱が起きないようにことをやっておるわけでございます。国の対応がありましたので、今日御議論いただきます財政の中期的な見通しには大きな影響を与えずにいろんな対策を打っているというのが私どもの実感であります。それがなければ大変なことになっていただろうというふうに思うわけでございます。

それから、見通しにつきましては、今、新政権で前政権の補正予算の見直しなんかをやっております。大体3兆円ぐらいの削減をするというふうなことでありますが、地方にはやっぱり一定の配慮をしながらそういう見直しが行われていると見ておりまして、県の予算の執行に対する影響は今のところ軽微で多分済むだろうなというような感じでございます。しかし、来年度の予算となりますと、今日、たしか夕刻に新しい政権のもとでの概算要求という締め切りがありまして、それを受けて年末にかけて編成が行われるというふうなことになると思います。いろんなことが報道で出ておりますが、新政権内でいろいろな議論がまだ済んでおりません。これからでございます。したがって、そういうものは今回の見直しなどには入っていないわけでございます。

それから、来年度の県の予算の要求につきましても、国の政策によって大きな影響を受けるとは思いますけれども、そこら辺がわかりませんので、そこは入っていないと。そういう意味で、きょう御議論いただくものも、ある意味で暫定的なものだというふうに見ておりまして、政府の方針の決定等々、あるいは経済情勢に伴いまして、また年末から1月にかけて調整をする必要があると思っております。そんなようなことでございますが、皆様方の忌憚のない御意見をちょうだいできればと思っている次第でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

どうもありがとうございました。

今日、先ほど小川委員さんに新任のごあいさつをいただきましたが、浅沼委員さん、それから岡並委員さん、錦織委員さんには、本日は御欠席というふうに伺っております。

「財政見通し」、「平成22年度当初予算要求基準」、「島根県の経済対策」及び「公の施設の見直し」について

○委員長

そういたしますと、次第の1にございます財政見通し、平成22年度当初予算要求基準並びに島根県の経済対策、こういったことにつきまして、事務局から一括して御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

○委員長

ありがとうございました。

この間の財政健全化の対策、それから29年度までの見通し、現在までのところは計画どおり順調にしているというような御報告、それから来年度の当初予算要求基準と経済対策、国の政策によって若干まだ明確でない部分もあるんですけども、一応現在のところこういうふうに考えていると、こういうことで御報告をいただいたところでございます。

御質問あるいは御意見等、何でも結構でございますので、特に何を決めるというわけでもございません。御意見を忌憚なくおっしゃっていただければというふうに思います。

どうぞ、どなたからでも結構です。よろしく申し上げます。

○委員

先ほど知事からお話がありましたように、景気情勢が厳しい中で、島根県については大変スピーディーかつ効率的に公共事業や中小企業金融の支援策が打ち出されています。いろいろな場所で、経済界の皆さんから県の景気対策について、大変評価する声が聞かれたところです。

2つ質問をします。長期の財政見通しにおける歳出の中の個別調整経費等ですが、足許の21年度は761億円です。これは恐らく多額の景気対策が乗っているのだと思うのですが、先に行くと漸次金額が減って、29年度だと134億円、つまり21年度の5分の1以下になってしまいます。これで県の諸施策面において特に大きな影響が出ないのかというのが1点です。それから2つ目は、公債費が、毎年徐々に金額が大きくなっていきますが、歳出金額が5,000億円ぐらいで横這いの中であって、公債費のウエイトがだん

だん増えていくようです。これも長期的な財政硬直化という面で、この辺はどのようにご覧になっていらっしゃるのか、お教えいただければと思います。

○事務局

この個別調整経費につきましては、おっしゃるとおり21年度761億と大きいのは、先ほど申し上げたような経済対策が講じられたというのがございます。22、23年、徐々に減少していきますのは、先ほど申し上げました国からの基金積み立てを取り崩してやっていくようなことになっていきますので、それに伴って減少していくといったことで、これにつきましては、通常の平準化のペースがこの24年から29年なんでございますけれども、22年、あるいは今後の予算編成に当たりましては経済対策関係経費というのを一応立てておきまして、経済状況を見ながら、このあたりをどうしていくかというのを検討していくというふうな内容でございます。

ただ、この21年が非常に大きいのは、極めて大きな規模の経済対策が講じられましたので、それでこういうふうな、年度計数にすると大きくなっているというところがございます。その点、御承知おきいただきたいと思います。

あと、資料1の3ページでございますが、公債費が非常に増えていくではないかという点でございます。

これは、資料1の6ページの方をごらんいただきたいんですが、先ほどちょっと説明を割愛させていただきましたが、資料1の6ページの（資料2）というところの上段の棒グラフでございます。これが借金の返済の推計でございます。

公債費が、なぜトータルとして見かけ上増えるような形になっているかといいますと、この臨時財政対策債分というのが白抜きで書いてございます。これは国からの地方交付税が、本来だったら現金で来るべきものなんでございますが、それが足りない分は地方財政対策の一環といたしまして、地方公共団体で借金をして、当該年度は借金をして、返すときに国からの交付税でそれを補てんするというような仕組みになっていまして、そういうふうな、臨時財政対策債分の償還費等が徐々に増えていくからこうなると。それ以外は徐々に減っていくような見通しになっております。

同じく6ページの真ん中下の地方債残高も、いわば臨時財政対策分、地方財政対策に伴う赤字地方債分、これが徐々に増えるから見かけ上は残高が減らないんですが、それを除いたものについては徐々に減っていく見通しになっております。

この臨時財政対策債は、国の100%の財源措置がありますので、県の負担にはならな

いというふうな仕組みになっているところでございます。

○知事

これ、ちょっと補足をしておいた方がいいと思うんですけども、地方財政と国の財政というのは非常に複雑な関係になっておりまして、毎年、国の予算が12月ぐらいに決まりますと、国からの国庫支出金がこのくらい入ってくると。他方で地方全体ですね、都道府県、市町村全体で給与だとかいろんな事業だとかを国の方で見積もるわけですね。そうすると、地方の歳出に対して地方の歳入が幾ら不足するかというのが出るんです。普通は不足しちゃいかんのですけども、均衡しなきゃいかんのですけども、通常の制度のままでは不均衡が生ずるんですね、足りないところが生ずる。それを国が地方財政対策というのを年末に打つわけです。普通はそれはちゃんと国からの現金といいますか、現金で足りない部分を補てんしてくればいいんですけども、国の方も、もう赤字公債なんかをずうっと近年は出しておりますから、国の方で現金を出すと赤字公債がさらにふえるというようなことになって、地方には、地方で足りない部分は借金しなさいと、それが今の臨時財政対策債なんですね。本来は国が現金で地方に給付すればいいんですけども、それができないような状況になって、地方で借金しなさいと。それを臨時財政対策債と、こう言っているわけです。

その分は本来、国が現金で出さなきゃいかん分ですから、借金の返済のときには、その分を国から現金で出しましょうというふうな仕組みになったんですね。今から10年ぐらい前からそういう状況がずっと続いておるんです。しかし、その分も地方が借金をしますから、県が例えば借金すると、それは地方債の県の残高に乗ってくるわけです。それが今の6ページの表の白抜きの部分なんですね。国から現金が来ないために借金している部分が、これがどんどんふえるような仕組みというか、今、状況になっているんですね。

地方自身、我々自身が県の支出を賄う、例えば公共事業を行うために県が借金しなきゃいかんものがありますが、その分はこの実線なんです。実線というか、この黒い部分。この部分はずうっと下がるようになっているんですが、そうでない部分が増えているというようなことになりまして、ちょっと見かけと実質が違ふようなことになるんです。償還費の方も残高が増える状況になりますから、そういうことになるんですね。

したがって、地方財政の悪さというのが国と地方との関係で、見かけ上よくわからないようなことになっているわけなんですね。それはおかしいということを我々は言うておりますけれども、国も余裕があるわけじゃないんですね。国も赤字公債というのを出して

るわけです。それで地方もいわば赤字公債見合い分ですよ、これ、地方の。したがって、国、地方合わせると、全体としてやっぱり税収が足りないということがありますが、こういう仕組みをとっているんで、非常にわかりづらいことになっているということであります。

国の方で財政の再建をいずれやらなきゃいけませんね。そういうときには地方についてもこういう問題を解決するようなことをしなきゃいけません。

それで、ずっと昔は交付税の率を、所得税、法人税等々の一定の率があって、その率を上げることによって地方に来るお金をふやしていたんですが、それがだんだんできなくなりまして、最近はこんな苦肉の策をとっているというようなことなんです。

○委員長

そのほかに何かございますでしょうか。

○事務局

資料3の次に資料4というのがございまして、これも本来ですとあわせて説明すべきところを、済みません。資料につきましてもあわせてごらんいただきながら説明致します。

○委員長

それでは、資料4を。公の施設の見直しについてですね。お願いします。

〔事務局説明〕

○委員長

ありがとうございました。

この5件の施設の廃止あるいは一部廃止、統合等、これは小松委員さんに小委員会の方でやっていただいて答申いただいたものだと思いますが、こういう状況で現在進んでいるということでございます。

それでは、先ほどの財政見通し、経済対策、それから来年度予算要求基準、この3つにこの施設の見直しも含めて、御意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員

いろいろ御苦勞いただいておりますことに、まず敬意を表します。

財政見通しの1ページの(3)の表を先ほどからいろいろ見させていただいておりますけど、説明を聞いておりますと、この表で平成21年度は収支153億円の△ですという現時点での見通しではありますが、その下の(4)あるいは(5)の数字等の説明を聞きますと、年度末には50億円は例年ベースでいけば何とか浮くという話で、これから53

億円ばかりを引くと、計画どおりのマイナス100億円という話だと思えますけれども、それでよろしいですね。

○事務局

そのとおりでございます。

○委員

であれば、必ず50億円程度は浮くという見通しが現時点で立っているのであれば、わかりいいように50億円を織り込んだ形で、年度末見通し100億円という形で最初から表を見せていただいた方が、私どもはわかりやすくいいかなという気がいたします。

それと、そういう形で毎年50億円確保されるということが来年度以降も見通せるのであれば、2ページの表の(5)にありますけれども、収支改善の必要額は、先ほどの50億円以外のところで平成22年度は行政の効率化、スリム化で5億円、あるいは事業の見直しで10億円を見込み、平成23年は5億円と20億円、それから50億円ベースの財源確保がプラス20億円を見込まれていますが、政権が交代して先が不透明な中で、やはり改革に早く着手できる場所はすべきだと思うわけでして、そういった場合に22、23年に数字を掲げておられる行政の効率化とか、あるいは事業の見直し、具体的にどのような手法、手段があるのか現時点であればお聞かせいただきたいと思えます。

○事務局

まず、この50億円、例年出てくるんだったら最初からという御指摘でございます。

おっしゃるとおり非常に無理して50億円を例年出しているというような状況では今のところないというのは確かなんでございますが、ただ、それはあくまで年度末に最大限執行の努力をした結果、補助金の申請の相手方が結局その事業どおり行えなくなったですとか、あるいは見通しよりも申請数が少なかったですとか、そういうふうな細々としたものの積み上げで、最終的に50億円出てくるというものです。さらに歳入面では公有財産が思ったより売れたとか、そういったいろんな細かな要因の積み上げで、結果として出てくるというような状況があります。年度末までのいろんな要因、あるいは小さな努力の積み重ねで出てくるといったことがありますので、現時点では50億円を含めていません。

さらに今後、予算のいろんな歳出の削減で見直していきますと、そういう不用額の出る余地というのが中・長期的に見ると、また減ってくるのではないかなというような不確定な要因がございます。そういった今後の見通しで不確定な要因があるということから、10月のこの時点では、これをあらかじめ織り込んで推計していないというものでございま

す。これは2月補正、最終的には決算段階に向けて回復していくというような対応にさせていただきます。と思っています。

あと、22、23年で歳出、収支改善に向けてどういうふうな取り組みをやっていくのかというのがお尋ねでございました。

これは2ページの行政の効率化、スリム化、事業の見直し、あるいは財源の確保で一定程度の額を22、23年で目標としているんですが、まず行政の効率化、スリム化、事業の見直し、これは手法といたしましては、一つは基本的には部局調整枠の一般政策経費あるいは経常経費、こういうものでシーリングをかけて徐々に2カ年やっていくというような、いわば総枠をかけて徐々に減らしていくというのが、マクロとしての、トータルとしての手法でございます。

また、各部局もただ一定率を減らすというわけにはいきませんので、そういう中では必要性の比較的低い事業については減らす額を大きくするとか、そういったことをやる必要があります。あと内部経費についても一定の経常経費でシーリングをかけていますが、これはいろんな内部管理経費の縮減、例えば細かいものとエレベーターの保守点検委託とか、そういうふうな内部管理経費があるんですけれども、そういうふうな委託の従来の頻度が適当かとか、そういった細かい見直しをやっていくということで、全体としてはこのシーリングによる手法、それから、そのシーリングの枠内でいろんな具体的見直しを積み重ねていくというのが22、23年に向けての収支改善の手法といった内容でございます。

○委員長

だから50億だけでも、これまでは余ってきたと、この程度はということで、今の時点で余るということは言えないという、こういうことですよ、一言で言えば。

○委員

はい、おっしゃることはわかります。

それで、部局調整枠等で5億とかを徐々に減額する手法ということですが、それは、減らすということは県民への施策部分が減らされるというようなことになるのでしょうか。いや、そうではなく、県民サービスは変わらないよというふうに受けとめればいいのでしょうか。

○事務局

結局財政を健全化していく場合は、一つはやっぱり県の役割としてどういうものをしていくかという根本に立ち返っているわけですね。赤字がずっと続きまして最終的に貯

金がなくなりまして、極端に言えば再生団体になってしまいますと、例の北海道の夕張市がそうであったように、その途端にがくんといろんな県の機能に支障が生じてしまって、それこそ県民に重大な影響が生じるわけでございます。そうならないようにするために、県民の皆様への影響を急激に起こさないように徐々に圧縮していくというふうな考え方でございまして、その場合、圧縮する場合にどういうふうにやっていくかというのは、もちろん県民の皆様への影響などを考えながらやっていくわけでございますが、一切県民サービスは減らさないでできるかという、それはなかなかできないこともあるかと思えます。そのあたりは、同じような事業をやるに当たっても、例えばなるべく経費のかからない方法でやっていく、例えばイベントなんかもなるべく簡素にやっていくとか、そういうふうなやり方の工夫はあろうかというふうに思っております。

あと、現在の経済情勢に関しましては先ほど、厳しい経済情勢ですので、この経済対策関係経費というのを計上しながら経済情勢には適切に対応しながらやっていくというものでございまして、そういうのを組み合わせて、工夫しながらやっていきたいというふうに考えております。

○知事

私もちょっと感想を言いますと、決算で50億程度出てくるというのは、私も最初はどうしてかなといろいろ事務方に聞いてみますと、どうもそうなんです。それは、じゃあその分を当初にもう見込んじゃったらいとなると、技術的に難しいのは、どの項目で出てくるかというのが、これは毎年毎年違うんです。だから、出ない場合も場合によってはあるかもしれないし、どの項目をじゃあ削減したらいいのかというような問題がどうもあることから、見にくさがありますが、こういうやり方で考えましょと、こういうようなことで私も見ております。

しかし、後で財源確保のところは金額が増えるようなことにはなっているわけですし、そこはなかなか財産売却だとか、いろんなことを考えたりしなきゃいかん実際的な問題があると思えます。

それから、今のシーリングの部分は、今のところそんなに大きな影響を及ぼすようなことにはなっていないと思えます。いろんな事業を見直すことによって、まだ若干、シーリングがかかることによって不要なものといいますか、必要度の低いものから少しずつ削減していくとか、あるいは県がやらなくてもいい、サービスを減らすというよりも、やらなくていいようなものを減らすということは可能だというように感じて、大きな福祉だと

か、非常に基礎的なものに影響が及ぶというようなことには、まだなっていないと思います。

それから、ここ1年ぐらいは経済対策がありましたから、今のシーリングの外にやや大きなだんごといえますか、があつて、それでやりくりというか、それでいろんな事業ができていますから、そこは島根なんかはそういう、財政の悪いところは国が経済対策を打つ場合にいろんなこと、事業ができるというような、やや皮肉なところはありますね。ふだんは経済の状況がよければ税収は都市部でどんどん上がっていきますからね、あんまりいろいろな対策をしないということになっていくんですけども、経済対策が必要な時点になると、それは全国一律でやらなきゃいかんということになりますから、今、冒頭で経済対策を幾つかまとめると850億ぐらいの対策を打つことになって、積立金としてかなり残っている部分もあるわけですけども、そういうものを含めれば850億ぐらい。その規模は県の一般財源を使って、借金じゃなくて一般財源を使ってやる事業が大体3,000億ぐらいなんです。その中に例えば給与なんていうのは、もうこれ払わなきゃいけませんね。それから公債費も払わなきゃいかん。あるいは福祉だとかいろんな関係で国の法律に基づいてやらなきゃいかんようなものは、これはやらなきゃいかん。そうすると一般財源3,000億のうち、政策的な配慮が若干きく部分ですね、それだつてなかなか今までやっているのにすぐ減らすわけにいかないというのが相当部分あるんですが、大体それが400億ぐらいです。だから、いわゆる政策経費で調整可能なものが400億ぐらいなんです。毎年。ところが今の経済対策でその2倍以上のものができてきているから、いろんなことがやれているなあというような感じですね、私から見ますと。そんなのが実態じゃないでしょうか。

○委員長

県民サービスはそのままで財政圧縮というわけにはなかなか、もちろんこれはいかない話でありまして、一定県民の方々にも工夫もしてもらい、そういった痛みを分かち合ってもらおうというようなことがないと、とてもじゃないけどこういった非常にシビアな再建というのはできないんだろうと思います。

最初の改革推進会議のころに、特に県職員の給与の、先ほどの特例減額を提案させていただいて、非常に我々も心苦しかったんですが、県の方も、まず自分たちからだということで御理解いただいたわけですから、県民もやっぱり一定そういったことも必要なのかなというふうには当然思います。

○知事

その点にちょっと触れなかったんで、ちょっと補足しますと、やはり県の財政がこういうことでありますから、職員の方にも申しわけないけどもということで特例減額というのをやっておるわけですね。そういう意味では、県職員には大きな負担がかかっているということはあるわけでありまして、23年度までそういうことをやらざるを得ない状況でありますから、23年度の後には、経済の状況を見て、また財政の状況を見て考えようという状況になっておりまして、そこは今年も人事委員会の勧告が出ましたけども、民間の方も下がっていると。特例減額をしないと職員の給与の方が民間の比較の対象と比べれば高い。しかし特例減額をしているために、大体特例減額は6%ぐらいですね。

若い職員は、手当の減額率は緩和していますけども、民間の給与水準と比較して特例減額しない状況が2、3%上の方にあって、特例減額をすると2、3%ぐらい低くなるというようなことになっておるとというのが実態であります。

○委員長

私も今朝、人事委員会勧告を見て、県の職員の人、ちょっとこれじゃあなかなか士気が上がらんのではないかと、今現在ね、今、知事さんおっしゃったように特例減額をやっていて、さらにということですから、大変だなという印象を持っておりましてんですけどもね。

私、大学におりますが、大学でも国の人事院勧告の、ほぼそれに沿った形でやるんですけども、やはり下げるということは非常にしんどい話でして、執行部としては。やはりそういう中でも職員に何とかこういうことで、多少我慢してでもここで頑張ろうという、そういう意欲が出るようなことがないと、やっぱり御理解してもらって、皆さん、経営者の方も多いでしょうからおわかりだと思いますけども、なかなか非常に厳しい状況だなというふうに、けさ、新聞を拝見したところでございます。

○委員

先ほど新聞の話が出ましたが、私も新聞で見まして、ちょっと悲しいなと思いましたが、高校生の奨学金のことなのですが、返還と申しますか、返ってくるのが少ないというふうなお話が出ていたのですが、島根県はどうでしょうか。

○事務局

直近の返還率は今、手元にございませんで具体的な数値はお答えしかねるんでございますけれども、経済状況が厳しくなると、おっしゃるとおりなかなかすぐに返せないとい

った事態が出るかもしれませんが、ちょっと具体的な数値は今、手元にありませんので、また直近ののわかりましたら御報告させていただきたいと思います。

○委員

さきほどおっしゃったように、初めから50億減らしてしまうという方法も一つの方法だと思います。ただ、個々の大きな枠組みの中では見えない、事業の中の款項目節の節的な、細かいところが50億の予算の最初に入れていくことによって見えてくる、そうすると減額の努力目標というのも見えるし、個々にこのところで削っていけばいいというようなことが数字として目に見えてくる、そういう意味では初めからつけておくのは予算全体としては確かに見にくいという気はするんですけども、執行する段階ではかえって、ここをこう減らしていくんだぞというようなことが見えて、いいのかなという気がします。

○委員

農林水産業を含め細部にわたり経済対策に積極的に取り組み、推進しておられる知事をはじめ、県職員の皆様方に県民の一人として感謝申し上げます。

更に、22年度当初予算の中でも重点調整経費として中山間地域の振興を掲げていただいたことは、中山間地域に住む私達にとっても励みになります。

ただ、中山間地域が抱える問題の一つである産婦人科医療については、懸念があります。農村に嫁いだ女性や、Iターン・Uターンをして農村で子育てをしたい、夫婦で農業をしたいと思っている若者や、故郷で出産したいと願う方々にとって、産科医師の確保も含め、安心してお産ができる環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

○知事

産婦人科医のお医者さんが減っているということが一つありますね。あと外科ですね。そういうことで、産婦人科のお医者さんになろうという人が減っているために全体が減っているという実態がありますと同時に、民間で今までお産をとり上げてくださった方がおやめになるとか、今度は各地域におられなくなるといったようなことが起こるんですね。県の西部の方、あるいは隠岐では病院でしかお産できないような状況になりつつあると。病院も、急に具合が悪くなったんで夜中來られるというようなことになりますから、3人ぐらいのチームがないと回っていきませんというか、患者さんを診ることができないというようなことになったりするんですね。それで、お医者さんを確保しないと、これどうにもならないということなんです。どこも足りませんから、じゃあお金を出して来てもらおうといっても、なかなかそういう方が見つからないということがあります。

それで、若干技術的になりますけれども、島根県の場合ですと、お医者さんは島根大学の医学部の先生方で勤めておられるのが大体3割ぐらいおられるわけです。あるいは鳥取大学の出身の方が3割ぐらいおられる。あと広島大学とか山口大学の人が出て、あとはまた外の大学と。昔は、私も詳しくは知らないんですけども、医局にそういうお医者さんのいわばプールといいますか、ありまして、ここに行きなさいというようなことで、大体そういう配置ができておったんですけども、いろんなお医者さんの養成の課程、あるいは研修のプロセスなんかが変わったり、あるいはお医者さんになる方が、国家試験を終わって本当に自分は何の専門家になるのかというときに、産科とか外科以外の分野に行かれるというような方が多くなっているというようなことがありまして、地元だけではなかなかどうにもならない時代になっておりまして、そこで県も一緒になってお医者さんを探すとかやっているんですが、それは応急の措置ですね。

それで今やっていますのは、島根県内に勤めていただけるお医者さんを育てようと。そのために奨学金を差し上げて、奨学金を受給して、それを受けられる条件として何年かは島根県の中で働いていただくと。それを基本にしてやっております、あと四、五年ぐらいすると、そういう奨学金をもらって県内で働かれるお医者さんの数が80人とか、かなりの数になってまいりますから、そうすると、済みませんがこっちの方をお願いしますというようなことはかなりできるようになる。それまでの間は大学にお願いをしたり、そういうようなことで手当てをしていくといったようなことですね。それで、できるだけ地域でお産ができるように努力をやっていくというようなことでありますね。

そういう意味で、県内のそういう地域医療を確保するために、もう少し県立病院だとか、あるいは島大の医学部だとか、あるいはほかの病院だとか、もう少し調整ができるようなことを進めようとやっております。だから、こうなるということは、まだなかなか言えないんですが、今度の国の補正予算で地域医療を再生するための予算というのがつきまして、そのお金を、資金を活用して今の医師確保をさらに進めるということをやっておりますので、できるだけ努力をしてみたいです。

○委員長

大学も今、知事さんおっしゃったように、県からもかなりの奨学金を出していただいて、ただ、奨学金を出したから医師の免許を取ったら奨学金をもらった人は9年間おきなさいとか、あるいは10何年おきなさいと、自治医大のケースなんかはもちろんそうなんですけれども、もうそれではなかなかやっぱり。地域医療にということは、居ついでいただか

ないといかんわけですよ。そういうことで今、島根大学では、結局地域医療ということ
を1年生のときから、この意義であるとか、いわゆる赤ひげをつくろうというような教育
のプログラムを随分取り入れまして、そこに奨学金を、県から出していただいた奨学金を
もらう学生をずうっとやって、トレーニングして、何年おきなさいと言わなくても、みず
から進んで中山間地の医療僻地に行ってくれるような学生を育てよう。それは今、3年
間済みました。今、先ほど知事さんおっしゃったように、あと研修を入れて4年、5年た
ちましたら、毎年毎年、それが10人、次の年は20人にふえてというのが増えてきます
ので、この間、もう三、四年、非常に厳しい状態が続くんですけども、現在の状況の中で
大学の方の医局からの医師派遣とか、そういったことも県の医療コーディネーターの方々
と相談しながら、あるいは県下の病院と連携してやらないといけないなとあって、大学
の方でも話をしているところです。今、知事さんがおっしゃったように、いろんな手は、非
常に深刻な状況だということの認識は知事さん、それから各市町村の市長さん、村長さん、
首長さんが持っておられますので、大学医学部の方もそういうつもりでやっておりますと
いうことです。

○知事

国もそういう専門医を育てるといふようなことじゃなくて、もう少し地域医療をやって
くださるようなお医者さんを育てるといふこととか、あるいは地域医療に従事すると、そ
ういうインセンティブを与えるような診療報酬の体系にするとか、国にも相当やってもら
わなきゃいかんということで、国にもお願いをさらにやっていくということですよ。

○委員

大変詳しく説明をいただきありがとうございました。今のお話を伺い、県や島根大学のお
考えや、将来を見据え医療問題に取り組んでおられるご苦労が良くわかりました。

では、産科医不足などの不安を補うための当面の対策として、助産師や看護師のOB
の皆さんにお手伝いいただいて、妊婦さんがいつでも気軽に悩みを相談出来るサロンのよ
うな場所づくりは出来ないでしょうか。女性は妊娠すると感情の起伏が大きくなり、お産
の前は特に不安になります。そういった心のケアも含めて、地域と医療機関が連携してフ
ォロー出来ればもっと安心して出産に望めます。少子化対策の一環として、こういったこ
とも取り組んでいただければ、島根の定住対策にも役立ち、故郷を守り育てることに繋
がるのではないのでしょうか。

さっき委員長さんが言われたように、地域医療の大切さというのを大学1年生から学

び育てることの大切さを本当に思いましたので、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○委員

済みません、この予算につきましては、大変我々民間でもここまでできないかなというぐらい敬意を表しますけど、ちょっとお尋ねですけど、資料の3の14ページでございますが、ここでちょっとお尋ねしたいんですが、子育て支援のところの(2)のところ、子育てをする方々を地域のみんなの力で支援というところのぼちの2のところ、スーパーや商店などへの乳幼児連れのトイレの整備とございますが、これは民間の分を県が補助されるわけでございますか。

○事務局

そうでございます。民間の方の、スーパーとか商店でそういうふうな乳幼児連れの人が利用できるようなトイレあるいは授乳コーナーを整備する場合には、それに助成するというような、そういうような事業でございます。

○委員

個人企業の補助をされるということになるんですか。

○事務局

そうです。

○委員

これが100カ所ぐらいあるということですね。これ、本来民間が自立してやるべきことではないかなとは思、それが商売の競争の原理にもなると思うんですがね、こういう、あそこは乳幼児を預かる施設があるとかですね。そういう要望が出ているわけですね、商店街という形で。

○事務局

おっしゃるとおり、こういうのを整備していただくインセンティブと申しますか、意欲を喚起するために県が助成するというような施策でございます。こういう場所が欲しいという、いろいろな声が多くありますので、そういう事で企業にインセンティブを持っていただくというようにございまして。

○委員長

初めの、ほとんどない状態のときに何らかの形でこういった消費者、お母さん方の要望を何とかといっても、いきなり企業に言っても、企業はよそにないものをうちだけつくっ

て、うちは立派ですから来てくださいという話にはなかなかならないんじゃないかと。そういうところで、やっぱり行政あたりが少し最初の整備をすることによって、呼び水的に、そうすると、そこへお客さんが集まると、ないところもつくろうかというようなことができてくるというようなことじゃないでしょうか。そういうような感じだと思いますけどね。

○委員

それともう1点、その上のところでございますが、子育てのサロンの活動の充実を図るということでございますが、金銭的な面ではございませんけど、いわゆる子供が、幼稚園、小学生が帰ってきて母親が働いている場合、もっと何か呼びかけて、60歳とか、高齢者が地域にたくさんおるんですよね。そういう人が公民館とか、そういうところで子供が、母親が帰ってくるまで預かるおじさん、おじいさんという役割をするというような、そういうことはお金がかからなくて、老人の活用で、生きがいにもなると思うんですが、お金をかけずに県民がお互い助け合うというのはできないんでしょうかね。

○知事

例えば今のような小さい子供さんを面倒見るといのはちょっと私も知りませんが、小学校ぐらいの子供の登下校を老人クラブの方々とか自治会の方々が交差点とかいろいろなところへ出まして見守っているという方は非常に多いです。それは子供見守り隊とか、警察もそういう活動を支援するようなことをやっていますが、公民館でそういう場所をといても、赤ちゃんなんかはちょっとなかなか大変でしょうね。

○事務局

放課後児童クラブとあって、放課後、親御さんたちが帰ってくる間、ちょっと時間があきますと、そこで学校で放課後児童クラブとあって、そういう児童を預かるような、そういうふうな施設整備と、その運営費に対する国の政策がございます。そういうことで一定の対応はしているということでございます。

○知事

そういうボランティア活動のようなことの支援を強化しようというようなことでやっておりますが、無償でやる場合もありますし、クラブに対して一定の助成をするとか、そういうものも必要な場合もあると思います。できるだけそういう活動を増やすようにするというのも私どもの政策の大きな重要な部分ですが、ちっちゃい子供さんになると、ちょっとなかなか難しいでしょうね。ある程度やっぱり事故とか、いろいろなことがあり得ます

から、いろんな施設がちゃんとしているとか、あるいはそういう経験のある人とかとなると、普通のボランティアということじゃあ、なかなか難しいかもしれません。研究課題として、いろいろそういう活動をされている方もおられますから、どういうことが可能なのか勉強をしてみたいと思います。

○委員

済みません、今の話題なんですけれども、実は私たち、地域でやっておりまして、助け合い活動ということで市民一人一人があいているときにできることをする、無理はしないということで、みんなが登録し合って、子育てだけじゃなくて、どちらかという主に関護の分野やっていますけれども、私が思うのは、いろいろな仕組みをぽこぽこぽこ地域へつくって、つくったつくったと言われるんですが、それがまさかのときに機能しなければ何にもならない。だから、あれもこれもとつくるんじゃなくて、システムとしてその地域の問題解決ができるものをきちんと組み立ててそこを目指してやっていく。最初からは無理だと思いますけれども、知事さんが何らかの形でおっしゃいましたので、むしろきちっと先々を考えて、どういうふうにしたら地域のそういう課題が解決できるか考えながらやれば不可能ではないと思います。

話題が個別の施策に入っているようでございますので発言させていただきたいなと思っていましたけど、今、医療がすごく入院期間が短くなっていますよね。在宅へ短期間で帰らされています。現実には老老介護とか独居さんなんですね。家へ帰ってきて、90歳の奥さんが100歳を介護している、今、私が持っているケースなんですけど、もう本当悲惨な状態で2人で頑張っています。朝、昼、晩、それでも足りないところはボランティアしながらやっています。私たちの活動で一生懸命動いてくださっている人たちが、みんな普通の市民なんです。初めはボランティアで参加してやっていたけど、関係性ができてきて心が通うと、この人たちを見捨てられない、何とかしてあげたいという思いが出て、結果、今、みとりまで出来るようになりました。現場では、施設へ行きたくない、家で死にたいという高齢者が多いです。

何を言いたいかというところ、介護の拠点整備のところでは特別養護老人ホーム整備を促進しますというのが出ていますが、実は高齢者は50床、100床もある大きなところで同じような一律な介護をされるよりは、地域で自分らしく生きていきたい、という思いの人が多そうです。そうすると小規模で一人一人に合った生活ができるような場をつくるということがものすごく今求められています。私は全国一の高齢県の島根県だからこそ、何か

島根モデルとして、モデル事業としてでもいいから、そういう市民の力を生かしながら最小限の経費を使って、地域で機能するものというのをきちっとつくっていくべきだと思います。

今、高専賃とかいろいろありますよね。そういう施策とドッキングさせるとか、介護保険の地域支援事業などとドッキングさせるとかで、知恵を使えばそういう施設ではない、我が家として、自由に暮らせるうえに面倒も見てもらえ、安心して暮らせる仕組みが島根としてできたらいいなと思っています。

今、委員さんがおっしゃったように、市民の力を生かしたら何とかなるんじゃないかと思います。実はうちは30代の前半から70代の後半に近い人までが実戦力で動いています。障害者や高齢者のための介護タクシーもやっていて、安い料金で、電話一本即対応で病院でもどこでもお連れするということが現実に行われています。市民の力を活かして何かそういうものをつくれたらいいなと思っています。

○知事

委員さんはそちらの方で長く、平田でありますけどもね、やっておられるんです。そういう動きが広がるように我々もしたいと思っております、ちょっとそういうことを申し上げたんですが、ただいまの御提案は、またそういうことにつきましてもどのような方法で可能なのか、どうしたらいいのか。県だけじゃなくて、実際は介護とかは市町村、それから自治会とかというと市町村の活動になるんですね。だから市町村も一緒にならないと、これはできないわけですが、よく研究、勉強していきたいと考えております。

○委員

先ほどの子育てサロンのことなのですが、子育てサロンはやはり小さい子供さんを連れてこられるので、子供さんの遊び相手として、また、お母さんの相談相手として、高齢者の方も来てほしいし、専門の方も来てほしいですね。保育士さんもその中に入ってほしいし、保健婦さんたちも入ってほしいと思っています。

このサロンは毎日ではなく、各地域によって開催方法が異なりますが、無償ではもちろん無理なことです。この活動が各地域に広がるようにしっかり補助をお願いしたいと思っております。

○委員

厳しい財政状況の中でいろいろと工夫をされた予算だなというのが率直な感想でございます。

1点、民主党の政権になって、建設中のダムを中止するとか、公共事業を見直すような動きがありますが、当県の場合、つけていただいています資料の要求基準とか、あるいは当然査定のチェックが働くので、そういった不要不急な事業というのは、施設整備を伴うような事業というのはないと思うんですけども、そういったような理解、認識でよろしいんでしょうか。あるいは原課とのやりとりの中では、例えば原課の方ではこういうものをつくりたいんだけども、やっぱりその後の維持管理コストとか、そういう費用対効果等を考えて結局ドロップするというような、そういうような、そういう過程というか、そういったものもあったんでしょうか。

○事務局

毎年度の予算編成では、各部局の要求を見て、その必要性はもとより費用対効果、あるいは今後の影響など、そういうのを精査してやってきております。22年度はこれから作業をやっていきますので、そういうふうな議論をしていきたいというふうに考えております。

○委員

私も今日、とてもわかりやすい御説明をいただきまして、バランスのとれた、明確な目標を持った財政の健全化というのが進んでいるというふうに拝見いたしました。

一方、資料1の財政見通し、(2)というのは、この会議等で基本方針、先ほどお話がありましたとおり、途中でリーマンショックというのが起きた直後でこういうものを出したと思いますけども、今年度、来年度につきましては、その計画が恐らく近いところで推移していくのかなというふうに感じております。平成23年度、収支赤字目標を50億というところはかなり厳しい形で置いています。それ以降も、10年後は収支均衡という目標があるわけですが、先ほどの給与特例期限が24年に来て、それがもし延長されたところで、まだ先を見ると厳しいかなというのが率直的な感想です。

収支ということですから、一方では当然税込、それから微々たるものかもしれませんが資産売却等、このあたりも積極的にまたお考えになっていらっしゃると思うんですけども、そのあたりのお考え方を若干、ご説明いただきたいと思います。あともう一つは支出の方でいきますと、23年度というのを見込んだときに、先ほどと恐らく同じ話だと思うんですが、少し前倒して行政改革の部分とか、されていく部分がもしあるならば、それは早くされた方がいいかと思います。私もその具体的なものが今ございませんので言えませんが、そのあたり、少しお伺いできればと思います。

○事務局

中・長期的には、財源の確保というのが一つ課題になっているわけでございます。

本県は、一般財源の相当部分を地方交付税、依存財源に依存しておりますので、一つは地方財政対策の強化というのが中・長期的にはやはり大きな課題になってこようかと思えます。そのほか歳入面では、額はそれほど大きくありませんが、公有財産の売却、あるいは県税の徴収率が下がらないようにするような確保対策、あるいはいろんな今、基金の活用というふうに申し上げていますが、一定の特定の目的でもっている基金をさらに活用していくとか、あるいは県が独自課税をしておりますので、そういう独自課税を延長していくとか、いろんな方策を組み合わせ中・長期的な財源の確保というのをやっていきたいというのが1点でございます。

それと、22、23年でなるべく前倒しが必要ではないかということで、行政改革の関係では、一つは1,000人削減計画というのがあるんでございますけども、これの定数削減でございますが、これも現在、これは内部的に持っているものと比較して約100人弱、前倒しで進んでいるといったものがございます。ですから現時点で前倒し的にできるものは一生懸命やっておりますけど、できるものはこれからもないかということは絶えず見直していかなければいけないと思えます。

ただ、事務事業の見直し、事業費の削減の関係につきましては、御案内のとおり県民の皆様への影響がありますので、これは基本的には基本方針に沿ってやっていくべきものと考えています。今すぐに大きな、これをやれば大きな財源が出てくるというようなものは、直ちにはないんでございますが、地道な見直しはできるものがあれば、そのあたりは予算編成において見直していきたいというふうに思っております。

○委員

施策がダブらないように精査するという作業をしていただきたいと思えます。例えば子育て支援もなんですけれども、確かに地域には公民館、コミセン単位でサロンがいろいろできていて、月に1回とか2回とかありますけれども、仕事をしているファミリー・サポート・センターとか放課後児童クラブとか、いろいろ施策がありますよね。そことダブってしまったら、せっかくこの委員会をやっている意味がなくなってくるので、どの予算で何ができるのか、だからどれは切っていいのかということはきちっと考えていただきたいなと思っております。

○事務局

施策の重複がないようにというのは、従来から御指摘いただいているところですので、またそこは意を用いていきたいと思います。

あと、数値の関係でございますが、これは奨学金の滞納の状況はというふうな御指摘がございましたが、滞納率は、これは県の育英会が貸し付けているのでございますけれども、20年度の滞納率は約3%程度だというふうになっています。また21年度の状況とか、またまとまってくるような時期がありましたら、また御報告させていただきたいと思えます。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

さまざま大変貴重な御意見をちょうだいいたしまして、県におかれましても、またこういったことをいい施策、それから財政健全化に向けて御検討いただきたいというふうに思えますので、どうぞよろしく願います。

きょうは、それじゃあこれで終わりますが、事務局の方から何か特に、よろしいですか。

○事務局

特にございません。

○委員長

それじゃあ、ずっと初めから終わりまで知事さんには御同席いただきましてありがとうございました。

もし何か感想でもございましたら、よろしいですか。

○知事

いろいろ御意見をいただいておりますので、フォローアップもやっていきたいと思えますし、また別途、お話などもお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

○委員長

それでは、ちょうど時間でございますので、今日は会議、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

次回は、今のところ未定でございます。また御案内させていただきますので、どうぞよろしく願います。